

平成 25 年 2 月 9 日

## 有機農業推進に関する国の基本方針の見直しへの提言（要約）

有機農業参入促進協議会  
会長 山下 一穂

当協議会では、国の有機農業参入促進事業を受託し、全国相談窓口やポータルサイト「有機農業をはじめよう」の開設、有機農業の研修先情報の調査・公表、公開セミナーや実践講座・相談会の開催、冊子の作成などを通して、有機農業の理解者の増加と新規参入者への支援を図ってきました。これらの活動は、国の事業を通してはじめてできたことであり、有機農業での就農希望者や公的機関の就農相談担当者への情報提供として、一定の成果を上げることができたと考えています。

これらの活動経験を通して得られたことを踏まえて、有機農業をさらに推進するため、国の基本方針の見直しについて以下の 7 項目を提案いたします。

### 1. 農業の担い手確保、農業・農村の維持・再生の手段としての有機農業推進を

新規就農希望者の有機農業を希望する割合は 28%、農外からの新規就農者のうち部分実施を含めた有機農業者の割合は 27%と多く、農業後継者がいる有機農業者の割合も 59%と多いのが現状です。つまり、これから農業の担い手を確保し、農業を再生し、農村を維持するという目標において、有機農業の推進は有力な手段になります。

有機農業を次代の農業者が意欲を持って取り組める魅力的な農業形態の一つとして、農業や農村を振興させる有力な手段と位置づけ、推進する体制を望みます。

### 2. 国としての有機農業推進体制に関する優良事例の整理・発信を

自治体の首長や担当者に、有機農業を推進している地域はどのように関係機関が連携して、どのような目標で推進しているのか、また推進にはどのような背景やメリットがあるのかを提示し、その意欲をかき立てていく必要があります。

それには都道府県や市町村が有機農業を推進している事例を国として整理し、それをもとに研修会を開催していくなどの情報の発信が必要です。

### 3. ブロックごとの有機農業推進委員会の設置を

各都道府県や市町村の有機農業推進は、情報の交流の場がないまま個々バラバラに行われているため、その情報を共有し、効率よく推進を図る場が必要です。そのため、農政局などのブロックごとに有機農業の推進状況を確認し、推進する委員会の設置を提案します。

委員会の設置により、ブロックごとに地域の実情を考慮した有機農業の推進について何度も話し合える場ができることに、大きな意味があると考えます。

#### 4. 公的機関の就農担当者および JA 関係者に有機農業講習会を

有機農業の新規就農希望者は全就農希望者の 27%というデータが示すように、有機農業での就農希望者は多く、魅力ある農業形態として選ばれています。しかし、公的機関の協力が必要な、農地、住宅の確保、資金の借り入れについては、就農担当者に有機農業への状況把握と理解が少なく、十分な対応ができず、就農のハードルを高くしてしまうのが現状です。

この就農担当者の有機農業へ理解度は全国的にまだまだ不十分であり、また誤解や偏見も多くあるため、その就農担当者を対象とした講習会の開催、とくに有機農業の現場を見てもらうことが必要です。

#### 5. 有機農業指導者が長期に担当できる仕組みを

有機農業を担当する普及指導員を配置した都道府県数は、平成 23 年 6 月現在 22、と体制の整備が不十分です。また、有機農業技術の体系化が進んでいない現状で、普及指導員が短期に交代する状況では、有機農業推進のための課題を整理し改善策を集積することは困難と思われます。

有機農業の長期担当者を置いて、推進のための課題整理・改善を通して成果を上げている地域もあります。技術の体系化が進むまでは、長期に有機農業を担当する普及指導員の存在が欠かせません。担当者が意欲を持って継続的に推進に取り組める体制を整えることが必要です。

#### 6. 公的研究機関に有機農業の実施圃場を設置し、官民連携の長期的な研究を

現在、有機農業の技術体系の確立に向けたさまざまな取り組みがなされています。しかし、農業者が容易に有機農業に取り組めるレベルには、まだまだ至っていません。

有機農業の研究を長期的な研究課題と位置づけ、各地にある民間の有機農業事例を客観的なデータとして蓄積し、評価を続けるとともに、独立行政法人の農業研究センターや各都道府県の農業試験場に有機農業の実施圃場を設け、専門を異にする研究者が総合的に評価していく体制整備を望みます。

また、有機栽培のマニュアル化を目標としつつも、そこまでには至らないレベルの成果でも参考事例として情報発信する体制を望みます。

#### 7. 各都道府県に有機農業講座の設置を

新規就農希望者を対象とした学びの場は、まだまだ少ないと思われます。都道府県の有機農業の研究開発の成果を普及に活かす場として、有機農業講座の開講を希望します。講座は民間と協働ではじめることで、都道府県職員にはノウハウがない講座も開催できます。有機農業による新規就農希望者は多く、講師はやりがいを持ってその任にあたることができます。

将来的には道府県立農業大学校への有機農業コースの設置を目標にするなど、有機農業を教育する体制づくりを求めます。

以上

平成 25 年 2 月 9 日

有機農業推進議員連盟 御中

有機農業参入促進協議会

会長 山下 一穂

## 有機農業推進に関する国の基本方針の見直しへの提言

### はじめに

有機農業推進法の成立以前は、有機農業での就農希望者が多いにもかかわらず、公的機関の有機農業に対する情報不足から、有機農業で就農を希望する人が、公的な就農相談窓口の段階でつまづく事例が散見されました。また、有機農業者や民間の有機農業推進団体に対しても対応に苦慮する状況が多く見られました。

そのようななか、国の有機農業推進事業を通して、団体として研修生を受け入れる施設ができたり、市町村を中心とした公的機関と民間との連携体制ができたりすることで、有機農業の就農希望者が就農まで導かれる事例も見られるようになりました。そして有機農業の科学研究が始まり、既存の有機農業者も研究や支援の対象に位置付けられてきました。有機農業推進法の大きな成果です。

当協議会では、国の有機農業参入促進事業を受託し、全国相談窓口やポータルサイトの開設、有機農業研修先情報の調査・公表、公開セミナーや実践講座・相談会などの開催、冊子の作成などを通して、有機農業の情報の共有化と新規参入者への支援を図ってきました。これらの多岐な活動は、国の事業を通してはじめてできたことであり、有機農業での就農希望者や公的機関の就農相談担当者への情報提供として、一定の成果を上げることができたと考えています。

これらの活動経験を通して得られた知見を踏まえ、有機農業をさらに推進するため、国の基本方針の見直しについて以下の 7 項目を提案いたします。

1. 農業の担い手確保、農業・農村の維持・再生の手段としての有機農業推進を
2. 国としての有機農業推進体制に関する優良事例の整理・発信を
3. ブロックごとの有機農業推進委員会の設置を
4. 公的機関の就農担当者および JA 関係者に有機農業講習会を
5. 有機農業指導者が長期に担当できる仕組みを
6. 公的研究機関に有機農業の実施圃場を設置し、官民連携の長期的な研究を
7. 各都道府県に有機農業講座の設置を

## 1. 農業の担い手確保、農業・農村の維持・再生の手段としての有機農業推進を

農業者の高齢化や農村の限界集落化が進行する一方、新規就農希望者の有機農業希望割合は28%、農外からの新規就農者のうち部分実施を含む有機農業者の割合は27%と多く（共に全国農業会議所調べ）、農業後継者がいる有機農業者の割合も59%と多い（特裁47%、慣行18%：Organic Market Report in Japan 調べ）のが現状です。つまり、これから農業の担い手を確保し、農業を再生し、農村を維持するという目標において、有機農業の推進は有力な手段になります。

有機農業を次代の農業者が意欲を持って取り組める魅力的な農業形態と認め、農業や農村を振興させる有力な手段と位置づけ、推進する体制を望みます。

### 基本方針該当箇所

はじめに

### 提案

国の基本方針に「有機農業は新規就農希望者に魅力ある農業形態」と明記。

## 2. 国としての有機農業推進体制に関する優良事例の整理・発信を

全都道府県で有機農業推進計画が策定されましたが、その内容には大きな温度差があります。また、市町村の推進体制の整備は16%（農林水産省調べ）にとどまっており、温度差はさらに大きくあります。首長や担当者の推進への意欲の違いが、その内容に大きく影響しているように思われますが、参考になる事例などの調査や情報発信が十分ではなかったことが要因として考えられます。

国としては、有機農業全国会議、普及指導員研修会などを通して、有機農業の研修を実施してきました。しかし、市町村レベルでの参加者数はとても少なく、市町村担当者が有機農業の推進によって地域にメリットが生じると思える内容は少なかったように思われます。

有機農業を推進している地域はどのように関係機関が連携して、どのような目標で推進しているのか、また推進にはどのような背景や現実としてのメリットがあるのかを提示し、意欲をかき立てていく必要があります。

それには都道府県や市町村が有機農業を推進している事例を国として整理し、それをもとに研修会を開催していくなどの情報発信が必要です。

### 基本方針該当箇所

第3 5 調査の実施

第3 7 国の地方公共団体に対する援助

### 提案

有機農業推進優良事例の調査と発信をより積極的に実施。

## 具体的事業内容

- 民間委託などによる優良事例の収集。
- 集められた事例は最終的に国の責任で整理し、PDFなどで公表。
- 整理された事例を元に、都道府県や市町村を対象とした研修会の実施。

### 3. ブロックごとの有機農業推進委員会の設置を

各都道府県や市町村の有機農業推進は、情報の交流の場がないまま個々バラバラに行われているため、その情報を共有し、効率よく推進を図る場が必要です。そのため、農政局などのブロックごとに有機農業推進状況を確認し、推進する委員会の設置を提案します。

委員は、有機農業者、関係都道府県および市町村、有機農業推進団体、JA、農業会議、流通団体などより選出し、農業における有機農業の位置づけを共に議論します。

ある農政局では独自に有機農業推進委員会を設置し、さまざまな立場のメンバーによる会議を繰り返した結果、それまで有機農業に対して無関心だったり、誤解していたりした人々の意識が大きく変わったと伺っています。しかしそれはその農政局だけの取り組みとなっています。

ブロックごとに地域の実情を考慮した有機農業の推進について何度も話し合える場があることに、大きな意味があると考えます。

#### 基本方針該当箇所

第4 1 (2) 有機農業の推進体制の整備

第4 2 有機農業者等の意見の反映

#### 提案

先進事例を見習い、全地域に有機農業推進委員会を設置。

#### 具体的事業内容

- 農政局などの単位による有機農業推進委員会の設置。
- 委員は、有機農業者、関係都道府県および市町村、有機農業推進団体、JA、農業会議など関連団体より選出し、横のつながりを持って農業における有機農業の位置づけを議論。
- 年度ごとに議事録などの推進状況を公表。

### 4. 公的機関の就農担当者および JA 関係者に有機農業講習会を

有機農業の新規就農希望者は全就農希望者の 27% (全国農業会議所調べ) というデータもあるほど多くあり、魅力ある農業形態として選ばれています。しかし、その希望者が実際に就農するまでにはさまざまな条件をクリアする必要があります。なかでも公的機関の協力が必要な、農地、住宅、資金の確保については、就農担当者に有機農業への状況把握と理解が少ないと、十分な対応ができず、就農のハードルを高くしてしまうのが現状です。

この理解度は全国的にまだまだ不十分であり、また単なる無理解や無関心だけではなく誤解

や偏見も多くあるため、その就農担当者を対象とした講習会の開催、とくに有機農業の現場を見てもらうことが必要です。

また、農村地域で有機農業の理解を促進するためには、大きな影響力を持つ JA 関係者が有機農業を受け入れてくれるようにならなければなりません。有機農業の推進が JA にとってもメリットがある事例を整理・提示していくことが必要です。

なお、市町村や JA 関係者が出席しやすいよう、農政局などが主催し、都道府県の持ち回りで行うことが望ましいです。

#### 基本方針該当箇所

- 第 1 1 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進
- 第 3 7 国の地方公共団体に対する援助
- 第 4 1 (1) 国及び地方公共団体との連携・協力体制の整備
- 第 4 1 (2) 有機農業の推進体制の整備

#### 提案

公的機関の有機農業担当者のみならず、就農担当者やその関係者の有機農業への理解不足も大きな課題と位置付けた、有機農業情報発信体制の整備。

#### 事業内容

- 主体は農政局などとし、都道府県持ち回りで有機農業講習会を開催。
- 民間団体などと共同する現地見学会の開催。
- 有機農業推進の JA にとってのメリットを整理・提示。

### 5. 有機農業指導者が長期に担当できる仕組みを

有機農業を担当する普及指導員を配置した都道府県は 22（平成 23 年 6 月現在）と体制の整備が不十分です。また、有機農業技術の体系化が進んでいない現状で普及指導員が短期に交代する状況では、有機農業推進のための課題を整理し改善策を集積することは困難と思われます。

有機農業の長期担当者を置いて、推進のための課題整理・改善を通して成果を上げている地域もあります。技術の体系化が進むまでは長期に有機農業を担当する普及指導員の存在が欠かせず、担当者が意欲を持って継続的に推進に取り組める体制を整えることが必要です。

現在、普及事業を改革し「農業革新支援専門員」制度が検討されているとお聞きしました。その中に持続可能な農業（有機農業）の専門員を位置づけ、地域の実情に応じた有機農業をはじめとした環境保全型農業の情報の集積と発信を通して、普及指導員の有機農業に関する理解の向上と農業者への指導支援の強化を図る仕組みが、制度として位置づけられることを切望します。

#### 基本方針該当箇所

- 第 1 1 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進

## 第2 2 (2) 有機農業に関する普及指導の強化

### 提案

有機農業担当者の任期の長期化、または農業革新支援専門員に有機農業担当者を位置づける。

## 6. 公的研究機関に有機農業の実施圃場を設置し、官民連携の長期的な研究を

現在、有機農業の技術体系の確立に向けたさまざまな取り組みがなされていますが、農業者が容易に有機農業に取り組めるレベルにはまだまだ至っていません。

持続可能な自然資源や自然のメカニズムへの依存が大きい有機農業は、そのメカニズムが未解明ながらも成立している事実があり、その技術は特殊な農業技術の一つではなく、環境保全型農業や慣行農業技術の基礎となる可能性があります。しかしその研究は、既存の学問の区分では分けきれない総合的な分野であり、現状の短期的な成果主義の研究体制では解明はあまり望めません。

そこで、有機農業研究を長期的な研究課題と位置付け、各地の民間有機農業事例を客観的なデータとして蓄積し評価を続けるとともに、独立行政法人の農業研究センターや各都道府県の農業試験場に有機農業の実施圃場を設け、専門を異にする研究者が総合的に評価していく体制整備を望みます。

また、目標は栽培マニュアル化としつつも、そこまでには至らないレベルの成果でも参考事例として情報発信する体制を望みます。

### 基本方針該当箇所

- 第1 1 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進
- 第2 2 (1) 有機農業に関する技術の開発・体系化
- 第3 2 技術開発等の促進
- 第3 7 国の地方公共団体に対する援助
- 第4 1 (3) 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備

### 提案

有機農業の実証圃設置が予算化できる事業の継続的な実施。

### 事業内容

- 民間有機農業事例の長期的な調査。
- 独法農研センター、都道府県農業試験場に有機農業実施圃場を設置。
- 都道府県レベルでの事例集、栽培マニュアルの作成目標の設定。

## 7. 各都道府県に有機農業講座の設置を

新規就農希望者を対象とした複数回にわたる有機農業講習会を開催すると、有機農業に漠然と興味のある人から、強い意欲のある就農希望者、既に研修中の人、就農したばかりの人など

が集まり、参加者同士の情報交流も活発な活気ある講座になります。しかしそのような学びの場は、まだまだ少ないと思われます。

そこで、都道府県の有機農業の研究開発の成果を普及に活かす場として、有機農業講座の開講を希望します。有機農業による新規就農希望者は多いため、講師はやりがいを持ってその技術を学び、広げることになります。

講座運営は民間と協働した体制からはじめることで、都道府県職員にはノウハウがない講座も開催でき、またそこから生まれる官民の情報交流は都道府県側の有機農業理解の促進や研究推進にも役立つと考えられます。

将来的には道府県立農業大学校への有機農業コースの設置を目標にするなど、有機農業を教育する体制づくりを求めます。

#### 基本方針該当箇所

- 第1 1 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進
- 第2 2 (2) 有機農業に関する普及指導の強化
- 第3 1 (2) 新たに有機農業を行おうとする者の支援
- 第3 2 (2) 研究開発の成果の普及の促進
- 第3 7 国の地方公共団体に対する援助

#### 提案

有機農業講座を都道府県と民間が協働で開催できる事業の実施。

#### 事業内容

- 都道府県および道府県立農業大学校に有機農業講座の開講。

以上